

豊川市デジタル写真管理情報基準（案）

本市におけるデジタル写真管理情報基準(案)は、愛知県デジタル写真管理情報基準(案)に準拠し、下記の項目を付け加えるものとする。

記

- 1 契約金額が300万円以上の建設工事を対象に電子納品できるものとする。
- 2 写真管理ソフト、電子納品支援ソフト等を使用し、ファイル形式は XML 形式(XML1.0に準拠)とする。機能的には一覧表示(サムネイル)、特定の写真を一枚表示(拡大も可能)、工種別に表示が可能といった事が可能なソフトであること。
- 3 写真の記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モード等は、豊川市電子納品チェックリストにより監督員と協議の上決定するものとし、完了時においても同チェックリストにより確認を行い、電子媒体納品書(様式ー1)と共に提出するものとする。
- 4 電子納品の対象とする成果品の提出部数は、電子媒体(CD-R)を2部提出するものとする。
なお、その際、ビューアソフトを CD-R に同時に添付すること。
- 5 契約者は、フォト光沢紙に全景がわかる着手前と完了その他監督員が指定する写真(L版)を印刷し、工事写真帳として1部提出するものとする。
- 6 工事写真の書類検査は、パソコンを使用し提出された CD-R の電子データを画面に表示し検査を実施する。検査で使用するパソコンはデジタル写真管理ソフト(閲覧用ビューアソフトでも可)のインストールされたパソコンを用いることを基本とし、受注者が準備しなければならない。検査時において検査員が指定する電子データの検索、表示などパソコン上の操作は、受注者が行うものとする。
- 7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 本則1について、当分の間3月度完了予定の工事において電子納品は適用しない。
- 3 電子納品の対象となる工事については、特記仕様書の適用項目に条件明示をするものとする。

- 4 契約金額が300万円未満の建設工事における電子納品の運用については、工事担当課の判断によるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成24年7月1日付の附則2については廃止する。
- 3 本則6について、担当検査職員が不要と判断した場合は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の豊川市デジタル写真管理情報基準(案)の規定に基づいて作成されている様式第1号は、改正後の豊川市デジタル写真管理情報基準(案)の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。